

# 運営規程

つみきハウス

## 指定障害福祉サービス多機能型事業所

### つみきハウス(就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業) 運営規程

#### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人つみきハウスが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 36 条第 1 項に基づく指定障害福祉サービス多機能型事業所(以下「事業所」という)において実施する事業 指定就労継続支援 B 型(以下 指定就労継続支援 B 型という)、 指定就労移行支援(以下指定就労移行支援という。)において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者(以下「利用者」という)に対し適正な支援を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第 2 条 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労移行支援の実施に当たっては、事業所は利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導および訓練を 2 年間適切に行い、一般就労へつなげるものとする

3 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 福井県指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(福井県条例第 65 号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

#### (事業所の名称等)

第 3 条 指定就労継続支援 B 型事業を行う事業所、指定移行支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

#### (主たる事業所)

(1) 名 称 つみきハウス

(2) 所在地 福井県小浜市後瀬町 13-1-11

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 調理員 1名

調理員は、給食業務を担当する。

(4) 事務員 1名

事務員は、経理、総務を担当する。

2. 指定就労継続支援B型事業の前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(5) 生活支援員 基準を満たす人数(常勤換算での必要人数)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(6) 職業指導員 基準を満たす人数(常勤換算での必要人数)

職業指導員は、事業所内や企業における職業上の技術を習得する支援を行う。

(7) 目標達成加算指導員 基準を満たす人数(常勤換算での必要人数)

目標達成加算指導員は、工賃引き上げ計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むことに従事する

3. 指定就労移行支援事業の前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(8) 生活支援員 基準を満たす人数(常勤換算での必要人数)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(9) 就労支援員 基準を満たす人数(常勤換算での必要人数)

就労支援員は、一般就労に向けて、事業所内や企業における作業や職場実習の支援を行う。また、利用者の適性にあった職場探しや関係機関との調整、就労後の職場定着支援をコーディネートする。

(10) 職業指導員 基準を満たす人数(常勤換算での必要人数)

職業指導員は、一般就労に向けて、事業所内や企業における職業上の技術を習得する支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日、第1, 3土曜日とする。ただし、祝日、法人の定める休日を除く。営業日以外に営業を行う際は事前に通知する。

(2) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(3) 施設外就労においては、原則その職場が指定する勤務日数・時間を以ってサービス提供日及びサービス提供時間とする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 指定就労継続支援B型 20名
- (2) 指定就労移行支援事業 8名

(事業内容)

第7条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、作業訓練を行い、就労等を通して利用者の社会自立を促進することによって、指定就労継続B型、指定就労移行支援の提供を行う。

2 事業所は、一般就労への移行を図る為、利用者と職員がユニットを組み企業から請け負った作業を当該企業で行う施設外就労の実施に努める。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続B型、指定就労移行支援の提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第9条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援を提供するときは、当該指定就労継続B型、指定就労移行支援の内容を支給決定障害者等に提供することを契約した指定就労継続B型事業、指定就労移行支援の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業所は、正当な理由なく指定就労継続B型、指定就労移行支援の提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第11条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)

は、小浜市の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な指定就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の就労移行支援提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第14条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援の提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援の提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第17条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援を提供した際は、当該指定就労移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援の提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から指定就労移行支援を提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第18条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続B型、指定就労移行支援に係る利用者負担額を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続B型、指定就労移行支援を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額（法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）の支払いを受けるものとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第19条 事業所は指定就労継続B型、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち

ち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

- (1) 食事の提供 740 円(食事提供体制加算対象者は 340 円)
- (2) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (3) 送迎にあたり、燃料費等の実費が送迎加算の額を超えている場合は、利用者から送迎加算の額を超えた分について負担を求めることができる。

(利用者負担額等に係る管理)

第 20 条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(訓練等給付費の額に係る通知等)

第 21 条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定就労継続 B 型、指定就労移行支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない指定就労継続 B 型、指定就労移行支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定就労継続 B 型、指定就労移行支援の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 22 条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(就労移行支援計画、就労継続 B 型支援計画の作成等)

第 23 条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、就労移行支援計画、就労継続 B 型支援計画の作成、定期的なモニタリング(就労移行支援 3 ヶ月ごと、就労継続 B 型 6 ヶ月ごと)を実施するものとする。

2 サービス管理責任者は、就労移行支援計画、就労継続 B 型支援計画の作成に係る会議（利用者に対する就労移行支援、就労継続 B 型支援の提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する就労移行計画、就労継続 B 型支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする（(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

(相談及び援助)

第 24 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用

- 者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。
- 2 事業所は、利用者が、当該指定就労継続 B 型、指定就労移行支援以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

#### (訓練)

第 25 条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、訓練等を行うに当っては、常に 1 人以上の従業者を訓練等に従事させるものとする。

#### (生産活動)

第 26 条 事業所は指定就労継続 B 型、指定就労移行支援における生産活動の機会の提供に当っては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当っては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

#### (工賃の支払)

第 27 条 指定就労継続 B 型において、生産活動に従事している者に、当該就労継続 B 型の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

- 2 指定就労移行支援において、生産活動に従事している者に、当該就労移行支援の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

- 3 利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額は、3 千円を下回らないものとする。

#### (職場実習の実施)

第 28 条 事業所は、利用者が就労移行計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業、生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

#### (求職活動の支援の実施)

第 29 条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

#### (職場定着のための支援の実施)

第 30 条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第31条 事業所は指定就労継続B型、指定就労移行支援利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(食 事)

第32条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

- 2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(健康管理等)

第33条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第34条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第35条 事業所の従業員は、現に就労移行支援の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第36条 事業所は、指定就労継続B型、指定就労移行支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに就労移行支援の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束等の禁止)

第37条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。



2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止）

第38条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

（勤務体制の確保等）

第39条 事業所は、利用者に対し、適切な指定就労継続B型、指定就労移行支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（定員の遵守）

第40条 事業所は、提供する事業の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（非常災害対策）

第41条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（衛生管理等）

第42条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（協力医療機関等）

第43条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関（及び協力歯科医療機関）を定める。

協力医療機関名 公立小浜病院

（掲 示）

第44条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第45条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第46条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（利益供与等の禁止）

第47条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第48条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第49条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第50条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努める。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

(地域との連携等)

第49条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第50条 事業所は、利用者に対する指定就労継続B型、指定就労移行支援の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する就労移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第51条 事業所は、実施する事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第52条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する就労移行支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第23条に規定する就労移行計画
- (2) 第16条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第35条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第37条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第47条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第49条に規定する事故に際して採った処置についての記録

#### 附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年10月1日に改正する。

この規定は、平成26年2月21日に改正する。

この規定は、平成26年4月1日に改正する。

この規定は、平成26年6月1日に改正する。

この規定は、平成27年12月1日に改正する。

この規定は、平成28年4月1日に改正する。

この規定は、令和3年12月1日に改正する。

この規程は、令和4年4月1日に改正する。